

貧困家庭の生活状態

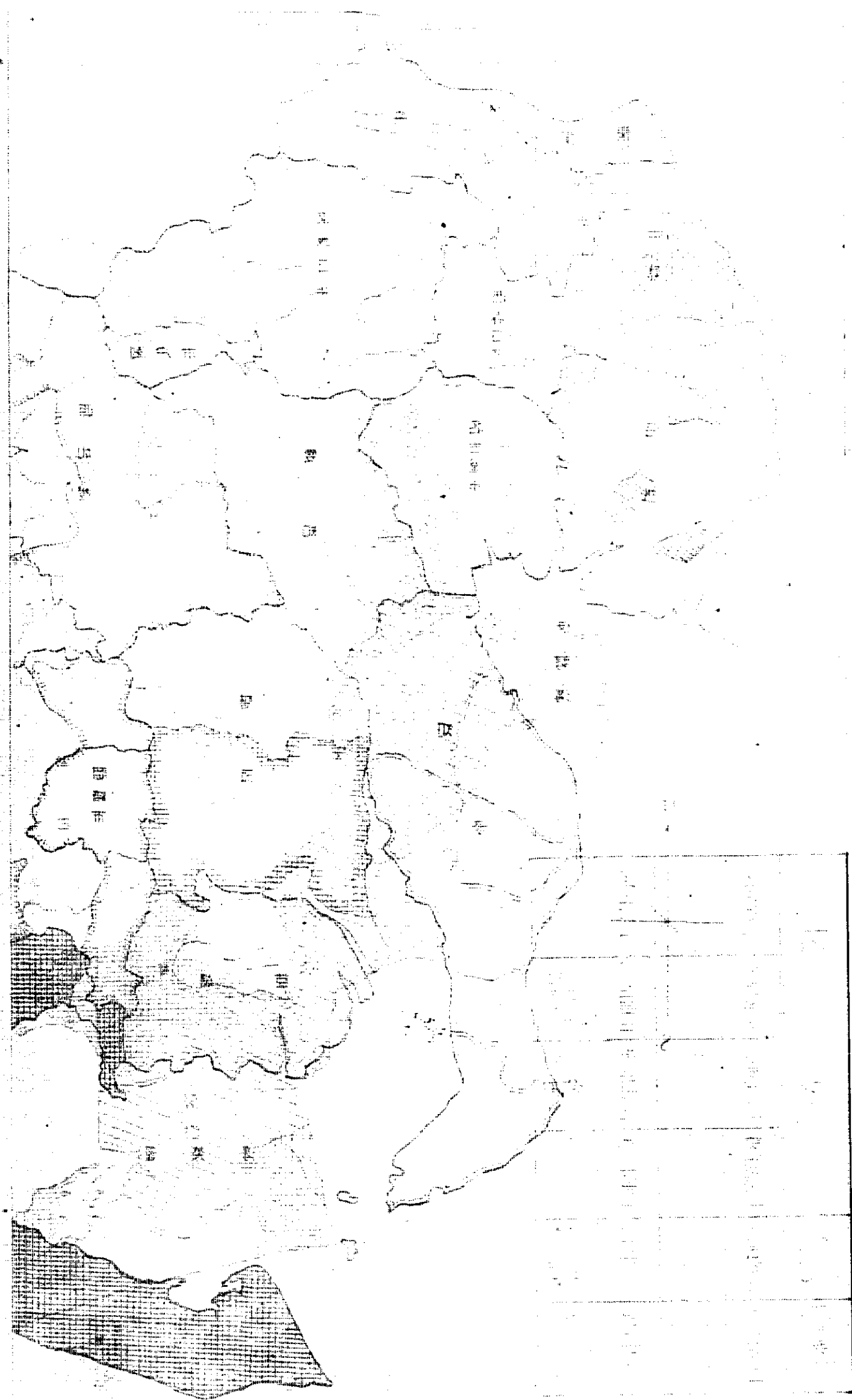
国立保健医療科学院蔵書



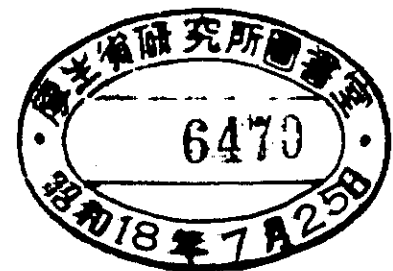
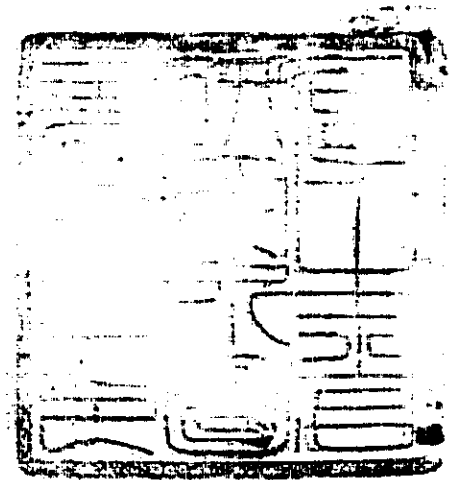
\*10012071\*

# 貧困家庭の生活状態

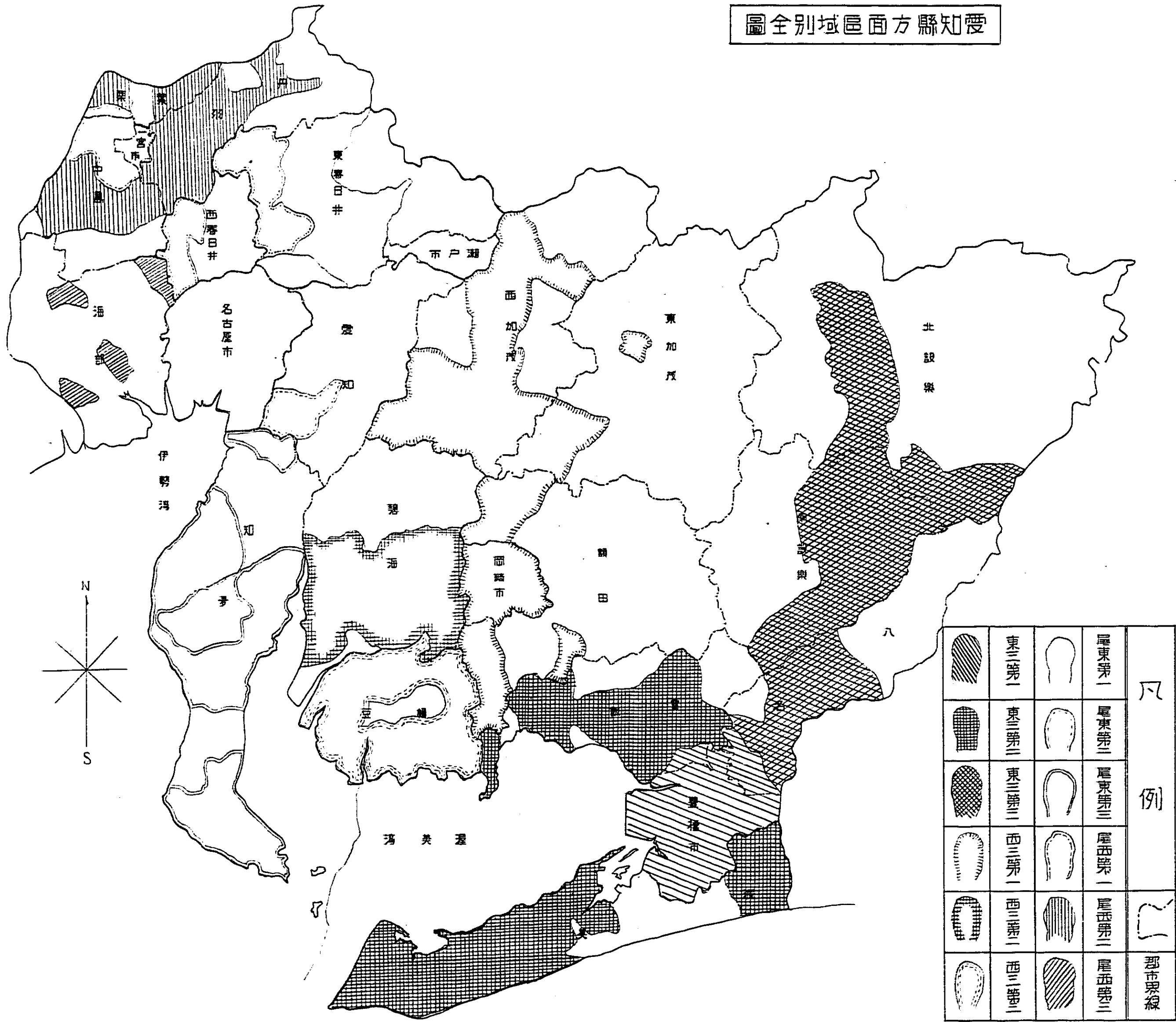
昭和十一年  
三月



L
39

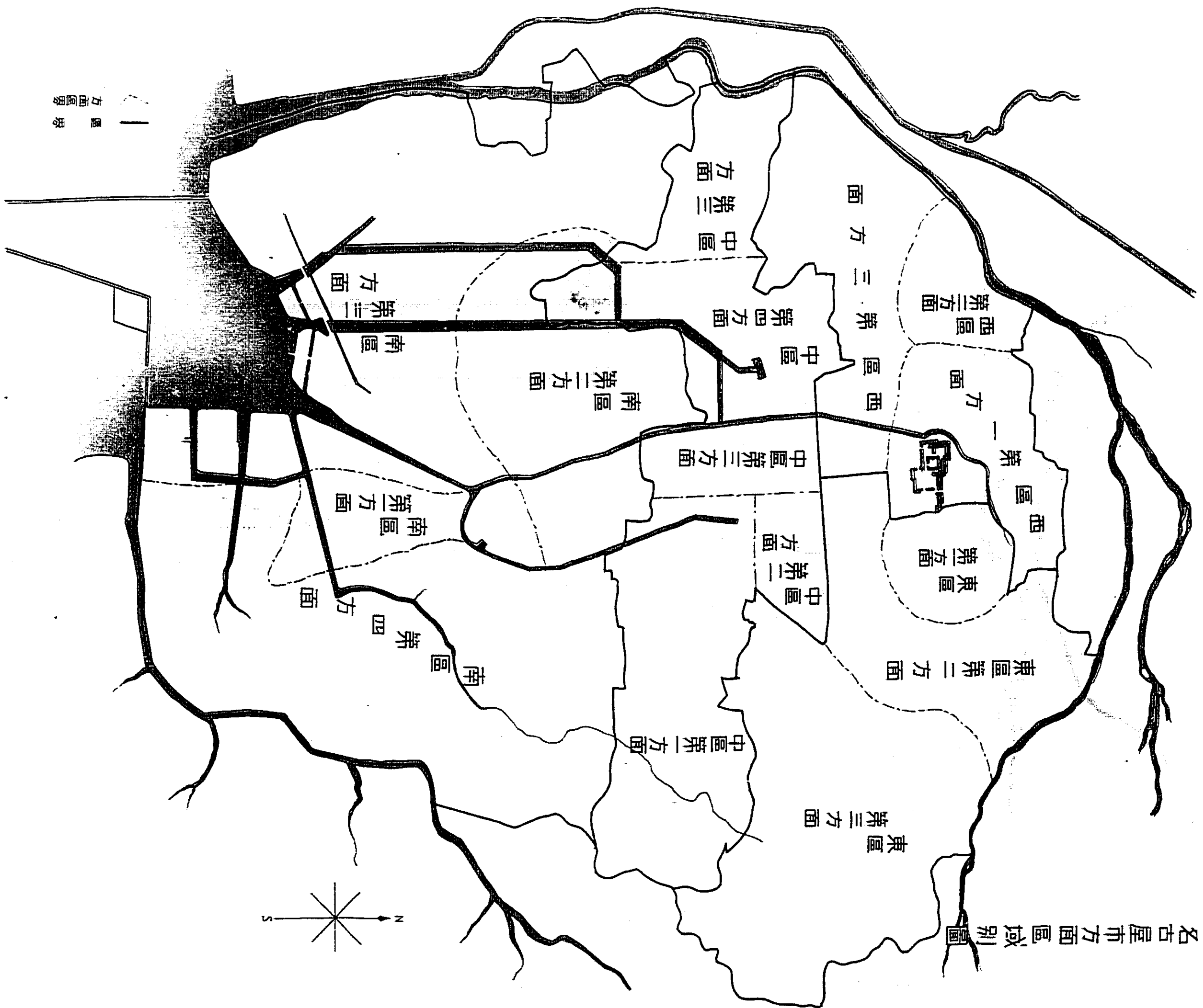


愛知縣方面區域別全圖



	東三第一		尾東第一	凡 例
	東三第二		尾東第二	
	東三第三		尾東第三	
	西三第一		尾西第一	
	西三第二		尾西第二	
	西三第三		尾西第三	
				郡市界線

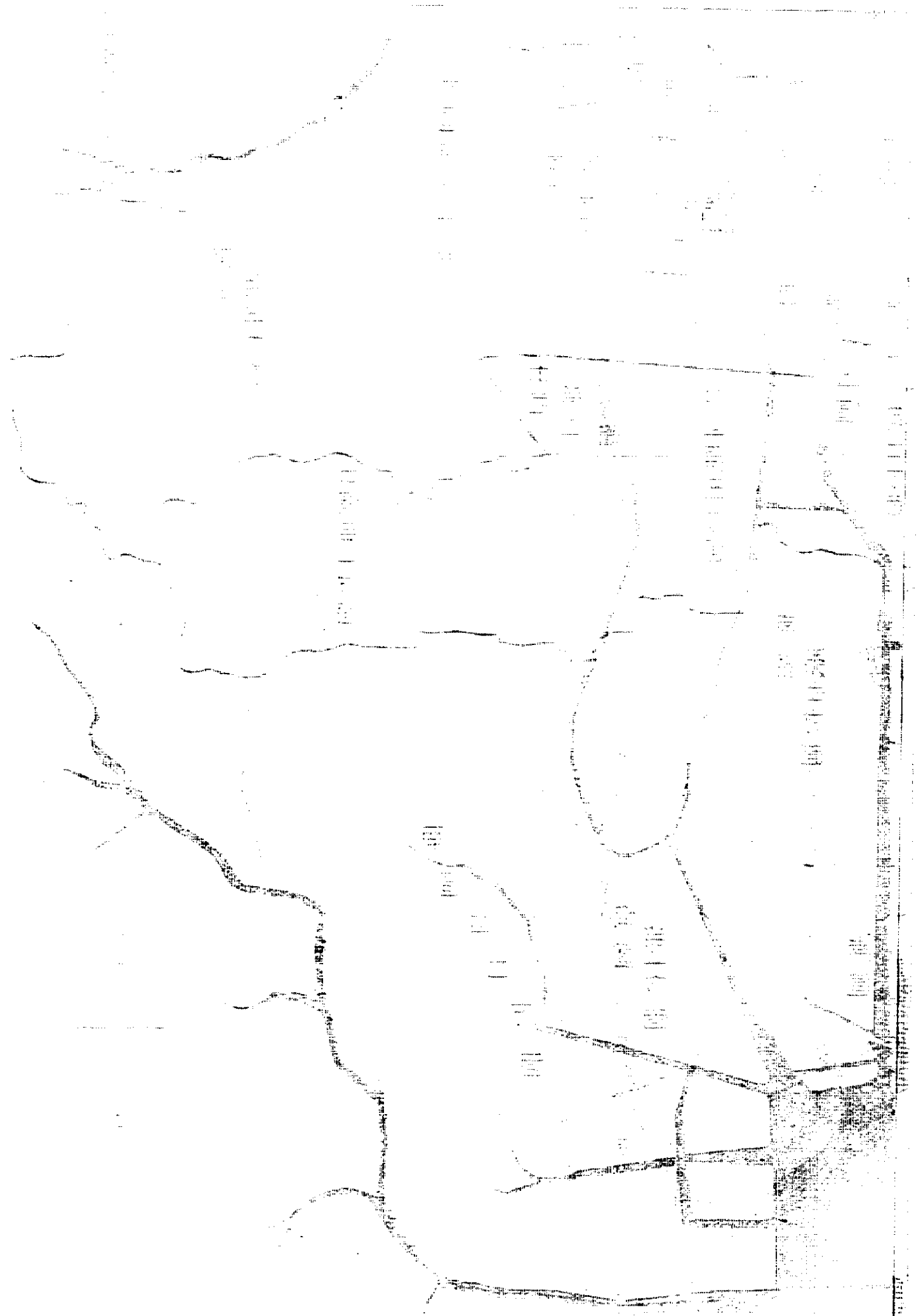
名古屋市方面區域別圖



# 貧困家庭の生活状態

## 目次

緒言	一
第一章 カード登録家庭の生活状態調査に就て	一
第一節 調査の目的	一
第二節 調査の範囲	一
第三節 調査の対象	一
第四節 調査の事項	一
第五節 調査員	二
第六節 調査の方法及期間	二
第二章 調査の世帯と人口	二
第一節 調査世帯数と人口	二
第二節 世帯構成員数によつて分ちたる世帯数	四
第三節 男女年齢別人員	六
第四節 世帯に於ける地位によつて分ちたる員数	三



第五節 現住所に轉居したる年月によつて分ちたる世帯數…………… 二六

第三章 家屋の狀態…………… 一九

第一節 家屋の所有關係に依つて分ちたる世帯數…………… 一九

第二節 世帯使用の室數によつて分ちたる世帯數…………… 二〇

第三節 世帯の員數と使用の室數…………… 二三

第四節 世帯使用の疊數によつて分ちたる世帯數…………… 二七

第五節 世帯の員數と使用の疊數…………… 三一

第六節 一人當り疊數によつて分ちたる世帯數…………… 三四

第四章 世帯主…………… 四七

第一節 職業の有無及休業失業の別…………… 四七

第二節 職業々々態…………… 四九

第三節 就職の經路…………… 六六

第四節 世帯主の教育程度…………… 六六

第五節 五十歳以上の孤獨者の年齢別員數…………… 七三

第六節 結婚當時の年齢…………… 七五

第五章 家族…………… 一〇一

第一節 世帯構成員數中の有業者數によつて分ちたる世帯數…………… 一〇一

第二節 世帯構成員數中の十五歳以下兒童人員別世帯數…………… 一〇六

第三節 不在家族の年齢と職業…………… 一一三

第六章 月収入と月支出…………… 一二六

第一節 月収入によつて分ちたる世帯數…………… 一二六

第二節 月支出額に依りて分ちたる世帯數…………… 一三〇

第三節 月収入と月支出との關係…………… 一三三

第四節 世帯構成員數と月収入額…………… 一四〇

第五節 世帯構成員數と月支出額…………… 一四六

第六節 救護による収入額によつて分ちたる世帯數…………… 一五三

第七節 家賃…………… 一六〇

第一項 契約家賃によつて分ちたる世帯數…………… 一六〇

第二項 契約家賃額と室數…………… 一六二

第三項 契約家賃額と疊數…………… 一六八

第四項 月収入額と契約家賃…………… 一七七

第八節 食費…………… 一八四

第一項 世帯構成員數と食費額…………… 一八四

第二項 月収入額と食費…………… 一九〇

第三項	月支出額と食費……………	127
第九節	世帯構成員数中の三歳乃至十五歳児童数と子供小遣……………	128
第七章	貧困の原因……………	134
結語……………		130

# 貧困家庭の生活状態

## 緒言

社会生活は須らく共存共榮の精神を以てせねばならぬ。同胞の不遇に沈溺せるを見て一掬の涙を寄するは、我國民性の麗しき所以である。吾人は「博愛兼ニ及シ」の聖勅を服膺して不遇に泣く同胞に更生の途を與ふべきである。

近來不況は益々深刻化し失業者は日夜街頭に溢れて凡ゆる社会的疾病は彼等を益々貧窮のドン底に墮し社会事業の對象が愈々増加しつゝ、あるに従て之に對する社会施設の要望は益々切なるものがある。今後社会施設は土地柄に適應するやう其の設置分布が行はれ、其の組織合理化を圖るの必要が益々切實となつた。

是に於て愛知縣社会課では縣下を名古屋市部並びに郡部の二十六地方に區分し臨時に採用したる調査員一三〇名を各方面に必要人員を配屬し當該方面係駐在員の指導に依つて方面カード登録家庭の生活状態を實地踏査して經濟的に且つ社会的に恵まれない人々の生活の真相を明かにするために社会調査を實施したのである。而してその結果を弘く社会に訴へ之によつて多少なりとも社会に裨益する所あるならば此の調査の目的は達せられた譯である。

この調査に對して回想するに調査員は嚴寒の候であつたのに拘らず極めて眞摯な態度にて終始一貫調査に従事し、方面駐在員方面委員及び方面書記の機宜の措置を過らなかつた爲に極めて圓滑に精査の目的を達し得た事を喜ぶ次第である。

## 第一章 方面カード登録家庭の生活状態調査に就て

### 第一節 調査の目的

給料生活者授職事業として實施したる本調査は縣下に於る社会施設の設置分布に關し一の基準となるべき資料を得ると共に、一般社会に對して社会問題研究上の資料を提供するを以てその目的としてゐる。

### 第二節 調査の範圍

愛知縣下に於ける方面カード登録者即ち名古屋市内に於る三千六百二十世帯、その人口一萬四千四百六十六人、並びに郡部に於る三千七百二十六世帯、その人口一萬二千五百三十七人に付きその生活状態を精査せしものである。

### 第三節 調査の對象

方面カード第一種及び第二種並びに準カード者として登録されてゐるものに就て其の生活状態を住居せる該地方に至り方面委員及び方面書記より聞きしを調査表に記入し、調査表は方面駐在員に於て一々校閲し出來るだけ正確を期し、市部三千六百二十世帯、郡部三千七百二十六世帯に就て集計することとなつたのである。

### 第四節 調査の事項

本調査は左記各項目に就て之を行つた。



### 第六節 調査の方法及期間

前記一三〇名の調査員を縣下二十六方面に、土地の状況に應じて必要な調査員を配屬し一月十四日より一齊に實地調査を開始し三月十日調査を完了し三月十一日より集計に従事したのである。

### 第二章 調査の世帯ご人口

#### 第一節 調査世帯数と人口

本調査に於て集計したる調査対象は、名古屋市内三千六百二十世帯、人口一萬四千四百四十六人、郡部三千七百二十六世帯、人口一萬二千五百三十七人である。之を方面別に分てば次表の如く、名古屋市に於ては東區第一方面が最も多数にして三百八十八世帯の一千七百三十一人にて郡部に於ては西三第一方面が全區を通じて最大多数にて五百九十六世帯、二千二百三十一人である。最も少数なるは名古屋市内に於ける西區第二方面の百十六世帯四百八人であり、郡部に於ける尾東第一方面の百四十一世帯五百十九人である。然して縣下全數の世帯數に於いて四九・三%人口に於いて五三%が名古屋市内に於ける被調査者であるのは、カード登録者が都市に多き事を示すものである。

方面別	世帯数	人口	方面別	世帯数	人口
名古屋市内	3,620	14,446	西區第一	134	1,004
西區第一	125	828	西區第二	124	1,388
西區第二	115	804	西區第三	120	1,388
東區第一	181	1,284	東區第一	102	768
東區第二	133	992	東區第二	102	768
東區第三	134	1,012	東區第三	102	768
中區第一	133	1,012	中區第一	102	768
中區第二	133	1,012	中區第二	102	768
中區第三	133	1,012	中區第三	102	768
南區第一	133	1,012	南區第一	102	768
南區第二	133	1,012	南區第二	102	768
南區第三	133	1,012	南區第三	102	768
南區第四	133	1,012	南區第四	102	768
郡部	3,726	12,537	尾東第一	101	768
尾東第一	116	864	尾東第二	102	768
尾東第二	116	864	尾東第三	102	768
尾東第三	116	864	尾東第四	102	768
尾東第四	116	864	尾東第五	102	768
尾東第五	116	864	尾東第六	102	768
尾東第六	116	864	尾東第七	102	768
尾東第七	116	864	尾東第八	102	768
尾東第八	116	864	尾東第九	102	768
尾東第九	116	864	尾東第十	102	768
尾東第十	116	864	尾東第十一	102	768
尾東第十一	116	864	尾東第十二	102	768
尾東第十二	116	864	尾東第十三	102	768
尾東第十三	116	864	尾東第十四	102	768
尾東第十四	116	864	尾東第十五	102	768
尾東第十五	116	864	尾東第十六	102	768
尾東第十六	116	864	尾東第十七	102	768
尾東第十七	116	864	尾東第十八	102	768
尾東第十八	116	864	尾東第十九	102	768
尾東第十九	116	864	尾東第二十	102	768
尾東第二十	116	864	尾東第二十一	102	768
尾東第二十一	116	864	尾東第二十二	102	768
尾東第二十二	116	864	尾東第二十三	102	768
尾東第二十三	116	864	尾東第二十四	102	768
尾東第二十四	116	864	尾東第二十五	102	768
尾東第二十五	116	864	尾東第二十六	102	768
尾東第二十六	116	864	尾東第二十七	102	768
尾東第二十七	116	864	尾東第二十八	102	768
尾東第二十八	116	864	尾東第二十九	102	768
尾東第二十九	116	864	尾東第三十	102	768
尾東第三十	116	864	尾東第三十一	102	768
尾東第三十一	116	864	尾東第三十二	102	768
尾東第三十二	116	864	尾東第三十三	102	768
尾東第三十三	116	864	尾東第三十四	102	768
尾東第三十四	116	864	尾東第三十五	102	768
尾東第三十五	116	864	尾東第三十六	102	768
尾東第三十六	116	864	尾東第三十七	102	768
尾東第三十七	116	864	尾東第三十八	102	768
尾東第三十八	116	864	尾東第三十九	102	768
尾東第三十九	116	864	尾東第四十	102	768
尾東第四十	116	864	尾東第四十一	102	768
尾東第四十一	116	864	尾東第四十二	102	768
尾東第四十二	116	864	尾東第四十三	102	768
尾東第四十三	116	864	尾東第四十四	102	768
尾東第四十四	116	864	尾東第四十五	102	768
尾東第四十五	116	864	尾東第四十六	102	768
尾東第四十六	116	864	尾東第四十七	102	768
尾東第四十七	116	864	尾東第四十八	102	768
尾東第四十八	116	864	尾東第四十九	102	768
尾東第四十九	116	864	尾東第五十	102	768

- 一、世帯主氏名
- 二、現住所
- 三、轉居年月
- 四、世帯主
  - 1 結婚當時の年齢
  - 2 職
  - 3 就職の経路
  - 4 収入
  - 5 教育程度
- 五、家族
  - 1 世帯上の地位
  - 2 性別
  - 3 年齢
  - 4 職業
  - 5 収入
  - 6 不在家族の年齢と職業
- 六、月 収入
- 七、月 支出
- 八、家 屋 出
- 九、貧困原因と認むべき事項

### 第五節 調査員

本調査は愛知縣に於る昭和八年度給料生活失業者救済授職事業の一として實施したもので縣の臨時雇として採用したる一三〇名をして調査せしめたのである。

調査年月	方面	世帯		氏名	年齢	性別	職業	移居年月	就職/経路	教育	世帯主		支出現住所	家族		世帯主	世帯主	世帯主
		世帯数	人口								現住所	本籍地		在	不在			
昭和八年	方面一	10	98	氏名	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態
昭和八年	方面二	10	98	氏名	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態
昭和八年	方面三	10	98	氏名	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態
昭和八年	方面四	10	98	氏名	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態
昭和八年	方面五	10	98	氏名	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態
昭和八年	方面六	10	98	氏名	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態
昭和八年	方面七	10	98	氏名	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態
昭和八年	方面八	10	98	氏名	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態
昭和八年	方面九	10	98	氏名	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態
昭和八年	方面十	10	98	氏名	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態	健康状態

東三第一	二
西三第一	一
西三第二	一
西三第三	一
合計	七

第二節 世帯構成員数によつて  
分ちたる世帯数

前項の調査世帯を其の構成員数によつて分つに、縣下を通じて一人暮らしのものが最も多く一千七百五世帯で總計の二三・二%に相當し、特に郡部にては二八・六%にして名古屋市の一七・六%に比して差の大なるを知る。而して二人三人と順次構成員数に反比例して世帯数減少するも、一人より四人暮らしまでの世帯数が全数の六五・七%に及んでゐるのである。

縣下總計表

世帯構成員数	市	郡部	世帯数合計	百分比
一	1,000	1,000	2,000	33.3
二	1,000	1,000	2,000	33.3
三	1,000	1,000	2,000	33.3
四	1,000	1,000	2,000	33.3
五	1,000	1,000	2,000	33.3
六	1,000	1,000	2,000	33.3
七	1,000	1,000	2,000	33.3
八	1,000	1,000	2,000	33.3
九	1,000	1,000	2,000	33.3
十	1,000	1,000	2,000	33.3
計	10,000	10,000	20,000	100.0

東區第二方面	世帯構成員数	世帯数	百分比
一	1,000	1,000	100.0
二	1,000	1,000	100.0
三	1,000	1,000	100.0
四	1,000	1,000	100.0
五	1,000	1,000	100.0
六	1,000	1,000	100.0
七	1,000	1,000	100.0
八	1,000	1,000	100.0
九	1,000	1,000	100.0
十	1,000	1,000	100.0
計	10,000	10,000	100.0

中區第一方面	世帯構成員数	世帯数	百分比
一	1,000	1,000	100.0
二	1,000	1,000	100.0
三	1,000	1,000	100.0
四	1,000	1,000	100.0
五	1,000	1,000	100.0
六	1,000	1,000	100.0
七	1,000	1,000	100.0
八	1,000	1,000	100.0
九	1,000	1,000	100.0
十	1,000	1,000	100.0
計	10,000	10,000	100.0

中區第二方面	世帯構成員数	世帯数	百分比
一	1,000	1,000	100.0
二	1,000	1,000	100.0
三	1,000	1,000	100.0
四	1,000	1,000	100.0
五	1,000	1,000	100.0
六	1,000	1,000	100.0
七	1,000	1,000	100.0
八	1,000	1,000	100.0
九	1,000	1,000	100.0
十	1,000	1,000	100.0
計	10,000	10,000	100.0

中區第四方面	世帯構成員数	世帯数	百分比
一	1,000	1,000	100.0
二	1,000	1,000	100.0
三	1,000	1,000	100.0
四	1,000	1,000	100.0
五	1,000	1,000	100.0
六	1,000	1,000	100.0
七	1,000	1,000	100.0
八	1,000	1,000	100.0
九	1,000	1,000	100.0
十	1,000	1,000	100.0
計	10,000	10,000	100.0

南區第一方面	世帯構成員数	世帯数	百分比
一	1,000	1,000	100.0
二	1,000	1,000	100.0
三	1,000	1,000	100.0
四	1,000	1,000	100.0
五	1,000	1,000	100.0
六	1,000	1,000	100.0
七	1,000	1,000	100.0
八	1,000	1,000	100.0
九	1,000	1,000	100.0
十	1,000	1,000	100.0
計	10,000	10,000	100.0

南區第二方面	世帯構成員数	世帯数	百分比
一	1,000	1,000	100.0
二	1,000	1,000	100.0
三	1,000	1,000	100.0
四	1,000	1,000	100.0
五	1,000	1,000	100.0
六	1,000	1,000	100.0
七	1,000	1,000	100.0
八	1,000	1,000	100.0
九	1,000	1,000	100.0
十	1,000	1,000	100.0
計	10,000	10,000	100.0

南區第三方面	世帯構成員数	世帯数	百分比
一	1,000	1,000	100.0
二	1,000	1,000	100.0
三	1,000	1,000	100.0
四	1,000	1,000	100.0
五	1,000	1,000	100.0
六	1,000	1,000	100.0
七	1,000	1,000	100.0
八	1,000	1,000	100.0
九	1,000	1,000	100.0
十	1,000	1,000	100.0
計	10,000	10,000	100.0

南區第四方面	世帯構成員数	世帯数	百分比
一	1,000	1,000	100.0
二	1,000	1,000	100.0
三	1,000	1,000	100.0
四	1,000	1,000	100.0
五	1,000	1,000	100.0
六	1,000	1,000	100.0
七	1,000	1,000	100.0
八	1,000	1,000	100.0
九	1,000	1,000	100.0
十	1,000	1,000	100.0
計	10,000	10,000	100.0

尾東第一方面	世帯構成員数	世帯数	百分比
一	1,000	1,000	100.0
二	1,000	1,000	100.0
三	1,000	1,000	100.0
四	1,000	1,000	100.0
五	1,000	1,000	100.0
六	1,000	1,000	100.0
七	1,000	1,000	100.0
八	1,000	1,000	100.0
九	1,000	1,000	100.0
十	1,000	1,000	100.0
計	10,000	10,000	100.0

尾東第二方面	世帯構成員数	世帯数	百分比
一	1,000	1,000	100.0
二	1,000	1,000	100.0
三	1,000	1,000	100.0
四	1,000	1,000	100.0
五	1,000	1,000	100.0
六	1,000	1,000	100.0
七	1,000	1,000	100.0
八	1,000	1,000	100.0
九	1,000	1,000	100.0
十	1,000	1,000	100.0
計	10,000	10,000	100.0

尾東第三方面	世帯構成員数	世帯数	百分比
一	1,000	1,000	100.0
二	1,000	1,000	100.0
三	1,000	1,000	100.0
四	1,000	1,000	100.0
五	1,000	1,000	100.0
六	1,000	1,000	100.0
七	1,000	1,000	100.0
八	1,000	1,000	100.0
九	1,000	1,000	100.0
十	1,000	1,000	100.0
計	10,000	10,000	100.0

尾西第一方面											尾西第二方面											尾西第三方面										
計	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	計	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	計	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
世帯構成員数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	世帯構成員数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	世帯構成員数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
世帯数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	世帯数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	世帯数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
百分比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	百分比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	百分比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

東第一方面											東第二方面											東第三方面										
計	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	計	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	計	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
世帯構成員数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	世帯構成員数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	世帯構成員数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
世帯数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	世帯数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	世帯数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
百分比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	百分比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	百分比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第三節 男女年齢別人員

本調査に於ける年齢は凡て数へ年を用ひた。而して調査人口を縣下を通じて男女別より見る時は、男子より女子の方が少数ながら多いのである。即ち男百人に付き女百十二人といふ事が判つた。それから男子は二十五歳迄は大體女子の數に勝るも、三十歳を過ぐれば其の數に於て女子の方が勝るのである。殊に七十一歳以上に於ては女子の數は男子の數の約倍數に垂んとするのであつて男子よりも女子の方が大體長命なる事を窺知する事が出来よう。それから十五歳以下の兒童の數が總數に對して四七・一%を算へ半數に垂んとしてゐる。それから四十才以下の働盛りでありながら要

救護者であるのが縣下を通じて相當あるのは、國家的見地から見ても多大の損害である。

縣下總計表

年 齡	性 別	名 古 屋 市 人 口	郡 部 人 口	人 口 合 計	百 分 比
五歳以下	女	1,121	1,121	2,242	3.6
十歳以下	女	2,242	2,242	4,484	7.2
十五歳以下	女	3,363	3,363	6,726	10.8
二十歳以下	女	4,484	4,484	8,968	14.4
二十五歳以下	女	5,605	5,605	11,210	18.0
三十歳以下	女	6,726	6,726	13,452	21.6
三十五歳以下	女	7,847	7,847	15,694	25.2
四十歳以下	女	8,968	8,968	17,936	28.8
四十五歳以下	女	10,089	10,089	20,178	32.4
五十歳以下	女	11,210	11,210	22,420	36.0
五十五歳以下	女	12,331	12,331	24,662	39.6
六十歳以下	女	13,452	13,452	26,904	43.2
六十五歳以下	女	14,573	14,573	29,146	46.8
七十歳以下	女	15,694	15,694	31,388	50.4
七十一歳以上	女	16,815	16,815	33,630	54.0
計	女	168,150	168,150	336,300	100.0

これを方面別にみる時は、女子よりも男子の方が多し尾東第一方面で男百人に付き女九四・四人の一地方あるのみで残部の地方は悉く女子

の方が男子の數よりも多いのである。それから七十一歳以上の長壽を保つ者の數では尾東第三方面が最も多く風光明媚と新四國八十八ヶ所を誇るこの地方に晩年を安住しつゝ、鴻恩に感泣してゐる老人が男六十人と女五十九人あるのである。次いで尾西第二方面に多く男女を通じて百六十一人ある。

名 古 屋 市

東區第一方面						東區第二方面					
年 齡	性 別	人 口	計	百 分 比	性 別	人 口	計	百 分 比			
五歳以下	女	1,121	1,121	3.6	女	1,121	1,121	3.6			
十歳以下	女	2,242	2,242	7.2	女	2,242	2,242	7.2			
十五歳以下	女	3,363	3,363	10.8	女	3,363	3,363	10.8			
二十歳以下	女	4,484	4,484	14.4	女	4,484	4,484	14.4			
二十五歳以下	女	5,605	5,605	18.0	女	5,605	5,605	18.0			
三十歳以下	女	6,726	6,726	21.6	女	6,726	6,726	21.6			
三十五歳以下	女	7,847	7,847	25.2	女	7,847	7,847	25.2			
四十歳以下	女	8,968	8,968	28.8	女	8,968	8,968	28.8			
四十五歳以下	女	10,089	10,089	32.4	女	10,089	10,089	32.4			
五十歳以下	女	11,210	11,210	36.0	女	11,210	11,210	36.0			
五十五歳以下	女	12,331	12,331	39.6	女	12,331	12,331	39.6			
六十歳以下	女	13,452	13,452	43.2	女	13,452	13,452	43.2			
六十五歳以下	女	14,573	14,573	46.8	女	14,573	14,573	46.8			
七十歳以下	女	15,694	15,694	50.4	女	15,694	15,694	50.4			
七十一歳以上	女	16,815	16,815	54.0	女	16,815	16,815	54.0			
計	女	168,150	168,150	100.0	女	168,150	168,150	100.0			

東區第三方面

Table with columns for age groups (e.g., 五歲以下, 十歲以下, 十五歲以下, 二十歲以下, 二十五歲以下, 三十歲以下, 三十五歲以下, 四十歲以下, 四十五歲以下, 五十歲以下, 五十五歲以下, 六十歲以下, 六十五歲以下, 七十歲以上) and rows for gender (男, 女) and total (計). Includes a sub-section for '西區第一方面'.

西區第二方面

Table with columns for age groups and rows for gender and total. Includes a sub-section for '西區第三方面'.

西區第三方面

Table with columns for age groups and rows for gender and total.

中區第一方面

Table with columns for age groups and rows for gender and total.

Table with columns for age groups and rows for gender and total. Includes a sub-section for '中區第二方面'.

Table with columns for age groups and rows for gender and total.

Table with columns for age groups and rows for gender and total. Includes a sub-section for '南區第一方面'.

Table with columns for age groups and rows for gender and total. Includes a sub-section for '南區第二方面'.



東三第三方面	西三第一方面	西三第二方面	西三第三方面
年 齡 性 別 人 口 計 百 分 比	年 齡 性 別 人 口 計 百 分 比	年 齡 性 別 人 口 計 百 分 比	年 齡 性 別 人 口 計 百 分 比
男 一〇〇人ニ付女一五・六人	男 一〇〇人ニ付女二〇・一人	男 一〇〇人ニ付女二一・一人	男 一〇〇人ニ付女二一・一人
以四十五以下 女男	以四十五以下 女男	以四十五以下 女男	以四十五以下 女男
以三十五以下 女男	以三十五以下 女男	以三十五以下 女男	以三十五以下 女男
以二十五以下 女男	以二十五以下 女男	以二十五以下 女男	以二十五以下 女男
以十五以下 女男	以十五以下 女男	以十五以下 女男	以十五以下 女男
以十以下 女男	以十以下 女男	以十以下 女男	以十以下 女男
以五以下 女男	以五以下 女男	以五以下 女男	以五以下 女男
計 女男	計 女男	計 女男	計 女男
男 一〇〇人ニ付女一五・六人	男 一〇〇人ニ付女二〇・一人	男 一〇〇人ニ付女二一・一人	男 一〇〇人ニ付女二一・一人

第四節 世帯に於ける地位に依て分ちたる員數

調査世帯に於て世帯主に對する各家族員の地位を見るに、縣下通算二萬七千二百三十九人に對して子女たる地位にある者が、一萬三千四百五十五人を算し、四九・四%にて約半數を占めてゐる。次が世帯主の配偶者たる者で三千四百七十四人即ち一二・八%に相當し、之に次いで親・孫・兄弟姉妹といつた順序である。この調査に於て殊に目に立つのは、世帯構成員の複雑してゐる事である。先づ其の著しきものは、配偶者の連子であつて、百七十七人の〇・六%である。一家を維持經營する能力なき者に對して斯の如くして子女の數を増すと云ふことは彼等にとつては負擔の大に過ぐる所以である。それから配偶者の連子の連子といふのが五世帯、子の配偶者の連子の一世帯といつた複雑なる關係にある世帯員のあることも判つた、それから同居人の數が五百八十五世帯即ち二・一%ある。

縣下總計表	縣下市郡部總計表
地位別 人口 百分比	地位別 市郡人口 郡別人口
世帯主	世帯主
配偶者	配偶者
子ノ配偶者	子ノ配偶者
孫	孫
親	親
兄弟姉妹	兄弟姉妹
其他ノ親族	其他ノ親族
配偶者ノ連子	配偶者ノ連子
子ノ配偶者ノ連子	子ノ配偶者ノ連子
同居人	同居人
計	計

市南區第四方面の五五・八%と次いで名古屋市中區第一方面の五四・五%であり、最も少いのは、西三第三方面の三六・三%である。配偶者の連子の最も多いのは中區第四方面の五十一人の三・二%である。

名古屋市	東區第一方面	東區第二方面	東區第三方面	西區第一方面	西區第二方面	西區第三方面
地位別 人口 百分比	地位別 人口 百分比	地位別 人口 百分比	地位別 人口 百分比	地位別 人口 百分比	地位別 人口 百分比	地位別 人口 百分比
世帯主	世帯主	世帯主	世帯主	世帯主	世帯主	世帯主
配偶者	配偶者	配偶者	配偶者	配偶者	配偶者	配偶者
子ノ配偶者	子ノ配偶者	子ノ配偶者	子ノ配偶者	子ノ配偶者	子ノ配偶者	子ノ配偶者
孫	孫	孫	孫	孫	孫	孫
親	親	親	親	親	親	親
兄弟姉妹	兄弟姉妹	兄弟姉妹	兄弟姉妹	兄弟姉妹	兄弟姉妹	兄弟姉妹
其他ノ親族	其他ノ親族	其他ノ親族	其他ノ親族	其他ノ親族	其他ノ親族	其他ノ親族
配偶者ノ連子	配偶者ノ連子	配偶者ノ連子	配偶者ノ連子	配偶者ノ連子	配偶者ノ連子	配偶者ノ連子
子ノ配偶者ノ連子	子ノ配偶者ノ連子	子ノ配偶者ノ連子	子ノ配偶者ノ連子	子ノ配偶者ノ連子	子ノ配偶者ノ連子	子ノ配偶者ノ連子
同居人	同居人	同居人	同居人	同居人	同居人	同居人
計	計	計	計	計	計	計

これを方面別に見る時、子女たる地位にあるもの、最も多いのは名古屋

一二三



第五節 現住所に轉居したる年月に依つて  
分ちたる世帯數

調査世帯が現住所に轉居してより調査當日までの年月についての、調査の結果に依れば縣下を通じて二十五年以上の長期に亘つて住居せし者二千七百六十二世帯で三七・六%に當り、次で十ヶ年以内住居せし者一千七百六世帯の一四・六%である。市部及び郡部共に十ヶ年以内住居せしといふものが多い。これを見て愛知縣に於る貧困者は、土着の者が多くある事が想像される。

縣下總計表

轉居期	名古屋市世帯數	郡部世帯數	世帯數合計	百分比
一ヶ月以内	30	6	36	0.6
二ヶ月以内	6	3	9	0.16
三ヶ月以内	3	2	5	0.09
四ヶ月以内	1	1	2	0.04
五ヶ月以内	1	1	2	0.04
六ヶ月以内	1	1	2	0.04
七ヶ月以内	1	1	2	0.04
八ヶ月以内	1	1	2	0.04
九ヶ月以内	1	1	2	0.04
十ヶ月以内	1	1	2	0.04
十一ヶ月以内	1	1	2	0.04
十二ヶ月以内	1	1	2	0.04
一年以上	10	10	20	0.36
合計	50	30	80	100.0

名古屋市

これを方面別にみると、名古屋市内東區第一方面にては三ヶ年以内住居せしといふもの第一位を占め二五・五%を示せども其他の方面にては十ヶ年若くは二十五年以上住居せしものが多いのである。郡部にては孰れの方面も二十五年以上住居せしもの最も多く西第三方面の如きは、その數二百十三世帯にて總數に對する八〇・四%に相當するのである。言ふ迄もなく郡部の方が落付いて生活し易く暢氣であるらしい。

轉居期	世帯數	百分比
一ヶ月以内	1	0.1
二ヶ月以内	1	0.1
三ヶ月以内	1	0.1
四ヶ月以内	1	0.1
五ヶ月以内	1	0.1
六ヶ月以内	1	0.1
七ヶ月以内	1	0.1
八ヶ月以内	1	0.1
九ヶ月以内	1	0.1
十ヶ月以内	1	0.1
十一ヶ月以内	1	0.1
十二ヶ月以内	1	0.1
一年以上	10	10.0
合計	10	100.0

轉居期	世帯數	百分比
一ヶ月以内	1	0.1
二ヶ月以内	1	0.1
三ヶ月以内	1	0.1
四ヶ月以内	1	0.1
五ヶ月以内	1	0.1
六ヶ月以内	1	0.1
七ヶ月以内	1	0.1
八ヶ月以内	1	0.1
九ヶ月以内	1	0.1
十ヶ月以内	1	0.1
十一ヶ月以内	1	0.1
十二ヶ月以内	1	0.1
一年以上	10	10.0
合計	10	100.0

轉居期	世帯數	百分比
一ヶ月以内	1	0.1
二ヶ月以内	1	0.1
三ヶ月以内	1	0.1
四ヶ月以内	1	0.1
五ヶ月以内	1	0.1
六ヶ月以内	1	0.1
七ヶ月以内	1	0.1
八ヶ月以内	1	0.1
九ヶ月以内	1	0.1
十ヶ月以内	1	0.1
十一ヶ月以内	1	0.1
十二ヶ月以内	1	0.1
一年以上	10	10.0
合計	10	100.0

轉居期	世帯數	百分比
一ヶ月以内	1	0.1
二ヶ月以内	1	0.1
三ヶ月以内	1	0.1
四ヶ月以内	1	0.1
五ヶ月以内	1	0.1
六ヶ月以内	1	0.1
七ヶ月以内	1	0.1
八ヶ月以内	1	0.1
九ヶ月以内	1	0.1
十ヶ月以内	1	0.1
十一ヶ月以内	1	0.1
十二ヶ月以内	1	0.1
一年以上	10	10.0
合計	10	100.0

轉居期	世帯數	百分比
一ヶ月以内	1	0.1
二ヶ月以内	1	0.1
三ヶ月以内	1	0.1
四ヶ月以内	1	0.1
五ヶ月以内	1	0.1
六ヶ月以内	1	0.1
七ヶ月以内	1	0.1
八ヶ月以内	1	0.1
九ヶ月以内	1	0.1
十ヶ月以内	1	0.1
十一ヶ月以内	1	0.1
十二ヶ月以内	1	0.1
一年以上	10	10.0
合計	10	100.0



尾東第三方面			尾西第一方面			尾西第三方面			東第三方面			東第三方面			西第三方面		
一ヶ月以内	三ヶ月以内	六ヶ月以内	一ヶ月以内	三ヶ月以内	六ヶ月以内	一ヶ月以内	三ヶ月以内	六ヶ月以内	一ヶ月以内	三ヶ月以内	六ヶ月以内	一ヶ月以内	三ヶ月以内	六ヶ月以内	一ヶ月以内	三ヶ月以内	六ヶ月以内
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数
100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1
1.8	5.0	16.8	1.8	5.0	16.8	1.8	5.0	16.8	1.8	5.0	16.8	1.8	5.0	16.8	1.8	5.0	16.8

### 第三章 家屋の状態

#### 第一節 家屋の所有關係に依つて分ちたる世帯數

家屋の所有關係に付て述ぶるに縣下を通じて借家に住居する者絶對多數にして總數七千三百四十六世帯中四千五百七十世帯即ち六二・二％である。而して持家住居者は郡部に多く、市内に少く借家住居者は市部に多く郡部に少くない關係にある。持家と云つても相當年月を経たる古い家で採光通風共に悪い家に住居するのである。而して持家住居者の多くは以前は相當に生活し居たる者なるも世帯主の死亡と他に何等の収入なきため次第に貧困に陥入りし者である。これを見ても今日の社會に於ては萬一を感つて勤儉貯蓄をなし出來得べくんば共稼の方法を講ずべきである。

縣下總計表

別	市部	郡部	世帯數	百分比
持家	1,133	2,109	3,242	62.2
借家	2,998	1,757	4,755	37.8
雜居其他	20	20	40	0.0
計	4,151	3,886	8,037	100.0

これを方面別に見る時持家生活者の最も多いのは尾西第二方面の三百六十四世帯の七二・八％にして次いで東第三方面の百六十七世帯六九・三％である。そして名古屋市中區第二方面には持家に住居するものが一世帯もないのは彼等にとつては當然の事であらう。そして借家生活者の最も多いのは同じく名古屋市東區第一方面で三百五十世帯即ち九〇・二％に相當し、尾西第二方面の百二十七世帯即ち二五・四％が最も少いのである。

借間生活をしてゐる者を見るに名古屋市の中區第三方面の四十二世帯即ち一七・五％を最高とする。これは恐らく近親の好意に依り同居して家賃の支拂を免れたり或は經濟上を考へて借間生活してゐるのである。

#### 名古屋市

東區第一方面					東區第二方面					東區第三方面					西區第一方面					西區第二方面					西區第三方面									
持家	借家	雜居其他	計	百分比	持家	借家	雜居其他	計	百分比	持家	借家	雜居其他	計	百分比	持家	借家	雜居其他	計	百分比	持家	借家	雜居其他	計	百分比	持家	借家	雜居其他	計	百分比	持家	借家	雜居其他	計	百分比
1,133	2,998	20	4,151	62.2	1,133	2,998	20	4,151	62.2	1,133	2,998	20	4,151	62.2	1,133	2,998	20	4,151	62.2	1,133	2,998	20	4,151	62.2	1,133	2,998	20	4,151	62.2	1,133	2,998	20	4,151	62.2

別	中區第四方面		南區第一方面		南區第二方面		南區第三方面		南區第四方面	
	計	別	計	別	計	別	計	別	計	別
借居其他	13		13		13		13		13	
持家		13		13		13		13		13
借家										
雜居下宿其他										
計	13	100.0	13	100.0	13	100.0	13	100.0	13	100.0
一世帯當り平均室數	1.15		1.15		1.15		1.15		1.15	
一世帯當り平均室數	1.15		1.15		1.15		1.15		1.15	

別	東區第一方面		東區第二方面		東區第三方面		東區第四方面		東區第五方面	
	計	別	計	別	計	別	計	別	計	別
借居其他	13		13		13		13		13	
持家		13		13		13		13		13
借家										
雜居下宿其他										
計	13	100.0	13	100.0	13	100.0	13	100.0	13	100.0
一世帯當り平均室數	1.15		1.15		1.15		1.15		1.15	
一世帯當り平均室數	1.15		1.15		1.15		1.15		1.15	

これを方面別にみると、一室に暮すもの、最も多い地方は西三第二方面の百三十一世帯即ち四九・四％に半數に垂んとしてゐる。次は西三第三方面の九十六世帯の四六・二％である。而して多き室に暮してゐる世帯では八室に暮すといふ名古屋市東區第一方面の一世帯と尾西第一方面の一世帯がある。

### 第二節 世帯使用の室數によつて分ちたる世帯數

此の調査の結果を見るに、縣下を通じてみると、方面カード登録要救護者は大體二室に暮すこととなる。郡部にては一室に暮すものが多く、これに反して市部にては三室に暮すものが多くことが判つた。而して八室に暮すといふのが市部と郡部とに各一世帯宛ある。

別	室數	世帯數	百分比
一室	1	34	26.3
二室	2	86	66.7
三室	3	10	7.7
四室	4	1	0.8
五室	5	0	0.0
六室	6	0	0.0
七室	7	0	0.0
八室	8	0	0.0
計		130	100.0
一世帯當り平均室數		2.14	

別	室數	世帯數	百分比
一室	1	3	37.5
二室	2	4	50.0
三室	3	2	25.0
四室	4	0	0.0
五室	5	0	0.0
六室	6	0	0.0
七室	7	0	0.0
八室	8	0	0.0
計		8	100.0
一世帯當り平均室數		2.45	

別	室數	世帯數	百分比
一室	1	2	50.0
二室	2	2	50.0
三室	3	0	0.0
四室	4	0	0.0
五室	5	0	0.0
六室	6	0	0.0
七室	7	0	0.0
八室	8	0	0.0
計		4	100.0
一世帯當り平均室數		2.17	

別	室數	世帯數	百分比
一室	1	3	37.5
二室	2	4	50.0
三室	3	2	25.0
四室	4	0	0.0
五室	5	0	0.0
六室	6	0	0.0
七室	7	0	0.0
八室	8	0	0.0
計		8	100.0
一世帯當り平均室數		2.09	

南區第二方面		南區第三方面		南區第四方面	
室數別	世帯数	室數別	世帯数	室數別	世帯数
一室	100	一室	100	一室	100
二室	100	二室	100	二室	100
三室	100	三室	100	三室	100
四室	100	四室	100	四室	100
五室	100	五室	100	五室	100
六室	100	六室	100	六室	100
七室	100	七室	100	七室	100
八室	100	八室	100	八室	100
九室	100	九室	100	九室	100
十室	100	十室	100	十室	100
計	100	計	100	計	100

尾東第一方面		尾東第二方面		尾東第三方面	
室數別	世帯数	室數別	世帯数	室數別	世帯数
一室	100	一室	100	一室	100
二室	100	二室	100	二室	100
三室	100	三室	100	三室	100
四室	100	四室	100	四室	100
五室	100	五室	100	五室	100
六室	100	六室	100	六室	100
七室	100	七室	100	七室	100
八室	100	八室	100	八室	100
九室	100	九室	100	九室	100
十室	100	十室	100	十室	100
計	100	計	100	計	100

尾西第一方面		尾西第二方面		尾西第三方面	
室數別	世帯数	室數別	世帯数	室數別	世帯数
一室	100	一室	100	一室	100
二室	100	二室	100	二室	100
三室	100	三室	100	三室	100
四室	100	四室	100	四室	100
五室	100	五室	100	五室	100
六室	100	六室	100	六室	100
七室	100	七室	100	七室	100
八室	100	八室	100	八室	100
九室	100	九室	100	九室	100
十室	100	十室	100	十室	100
計	100	計	100	計	100

東第一方面		東第二方面		東第三方面	
室數別	世帯数	室數別	世帯数	室數別	世帯数
一室	100	一室	100	一室	100
二室	100	二室	100	二室	100
三室	100	三室	100	三室	100
四室	100	四室	100	四室	100
五室	100	五室	100	五室	100
六室	100	六室	100	六室	100
七室	100	七室	100	七室	100
八室	100	八室	100	八室	100
九室	100	九室	100	九室	100
十室	100	十室	100	十室	100
計	100	計	100	計	100

西第三方面		西第一方面	
室數別	世帯数	室數別	世帯数
一室	100	一室	100
二室	100	二室	100
三室	100	三室	100
四室	100	四室	100
五室	100	五室	100
六室	100	六室	100
七室	100	七室	100
八室	100	八室	100
九室	100	九室	100
十室	100	十室	100
計	100	計	100

尾東第一方面		尾東第二方面	
室數別	世帯数	室數別	世帯数
一室	100	一室	100
二室	100	二室	100
三室	100	三室	100
四室	100	四室	100
五室	100	五室	100
六室	100	六室	100
七室	100	七室	100
八室	100	八室	100
九室	100	九室	100
十室	100	十室	100
計	100	計	100

尾西第一方面		尾西第二方面	
室數別	世帯数	室數別	世帯数
一室	100	一室	100
二室	100	二室	100
三室	100	三室	100
四室	100	四室	100
五室	100	五室	100
六室	100	六室	100
七室	100	七室	100
八室	100	八室	100
九室	100	九室	100
十室	100	十室	100
計	100	計	100

東第一方面		東第二方面	
室數別	世帯数	室數別	世帯数
一室	100	一室	100
二室	100	二室	100
三室	100	三室	100
四室	100	四室	100
五室	100	五室	100
六室	100	六室	100
七室	100	七室	100
八室	100	八室	100
九室	100	九室	100
十室	100	十室	100
計	100	計	100

第三節 世帯の員數と使用の室數

この調査に於ては世帯主を世帯構成員中に含め、世帯員數と使用の室數の關係を調べたるに、一人て一室暮の者が縣下を通じて七千三百四十六世帯の中で九百七十九世帯ある事が判明した。而して十一人て一室に住居するもの一室帯あるなどあるは、眞に氣の毒な話である。

縣下郡市別總計表

人員	一室	二室	三室	四室	五室
計	100	100	100	100	100
市部	100	100	100	100	100
郡部	100	100	100	100	100
雜居其他	100	100	100	100	100

これを方面別に見るに先づ一人て大室に生活すると云ふのが西第三方面、西第三方面、尾東第三方面といつた郡部に多く見る。然し乍ら同じ郡部でも十一人て五室に生活するといふのが一室帯尾東第三方面にある。そして九人て五室に生活するといふのが東第三方面、東第三方面、東

人員	一室	二室	三室	四室	五室	六室	七室	八室	九室	十室
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
市部	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
郡部	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
雜居其他	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

三第三方面といふ様に三河方面に多く、そして名古屋市中區第一方面の十人にて一室に生活してゐるといふのが一室帯あるがこれ等に至つては如何様にして起居してゐるかを疑はしめるのである

